

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月7日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第65号

### 佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校授業料等徴収条例（昭和23年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する者が同条第2項第1号又は第2号に該当する場合であって、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めたときは、授業料の全部を免除することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p><b>第4条</b> 既納の授業料、聴講料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第3項の規定による授業料の全部の免除を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる場合であって、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めたときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）第3条第1項に規定する者が同条第2項第1号又は第2号に該当する場合</u></p> <p>(2) <u>法第4条の認定を受けた者の授業料の額が法第5条第1項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額を超える場合</u></p> <p>4 略</p> <p><b>第4条</b> 既納の授業料、聴講料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第3項の規定による授業料の全部又は一部の免除を受けたとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成26年4月1日以後に入学した者</p>	

の授業料について適用する。